

第六十七号議案

江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年九月十九日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区個人番号の利用に関する条例（平成二十七年十月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改め、同条第三号中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改め、同条第四号中「第二条第十四項」を「第二条第十五項」に改める。

別表第二の十六の項及び二十一の項中「又は特例給付」を削り、同表の二十二

の項中

地方税関係情報であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
---------------------	----------------------

を

生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

に、

外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

を

児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する情報であつて規則で定めるもの

外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

に改め、「又は特例給付」を

削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第二の二十二の項の改正規定（「又は特例給付」を削る部分を除く。）
令和七年一月一日
- 二 第二条第二号から第四号までの改正規定 江戸川区規則で定める日

（説明）

児童手当の特例給付の廃止及び乳児養育手当の所得制限の撤廃等に伴い、利用が不要となる特定個人情報情報を削るほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。